公 示 送 達 書

日 税 第 3211 号

令和８年 11 月２日

日田市長　椋野　美智子

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の２の規定に基づき、下記のとおり公示送達する。

次の書類は、当市税務課に保管してありますから来所の上、これを受領してください。

なお、地方税法第 20 条の２第３項の規定により、この掲示を始めた日から起算して７日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

送達を受けるべき者の氏名	送達すべき書類	備考
ＬＥ　ＴＨＩ　ＫＩＭ　ＨＡＮＨ	地方税法第３１９条の２に規定する書類	

公示期間
8年11月1日より
8年11月9日まで
日田市